

「はい、こちら企業の労働110番です」。ある製造業の労務担当の方からのご相談で、週所定労働時間18時間で「パートタイム労働者を雇用していますが、業務

労働保険には、労災保険と雇用保険がありますが、労災保険は、基本的に労働者を一人でも雇用する会社は適用され、正社員だけでなく、パートやアルバイトを含めてすべての労働者が労災保険に加入することになります。

また、雇用保険は、事業所規模にかかわらず、定労働時間が20時間以上①1週間の所定労働時間が20時間以上②31日以上の雇用見込がある場合は適用対象となり、パートタイム労働者である場合、加入する必要があります。

また、このパートタイム労働者のように所定労働時間では加入要件を下回る定めがなされていても、時間外労働を含めると加入要件を上回る場合は、雇用保険・社会保険に加入する必要があります。

愛知県下各労働基準協会では、このような問題に対応する知識を得るために「労働実務専門講座基礎法令コース」を1月より4日間にわたり開催します。詳しくは、当協会のホームページもしくは総合受付（☎052-961-1666）までお問い合わせください。



名北協会相談員日誌 97

名北協会相談員日誌 97

名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 篠 百合子

パートタイムの時間外労働・社会保険

が繁忙となり、時間外労働も週10時間以上行っています。この場合、労働保険・社会保険に加入する必要がありました」とのことでした。

次に社会保険には、健康保険と厚生年金保険がありますが、いずれの保

ります。場合、加入することになります。

パートタイム労働者の場合も、1日または1週間の労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、通常の労働者の分の4分の3以上あれば加入する必要があります。

※一定の業種＝製造業、土木建築業、鉱業、電気、勤務時間が週20時間以上

ガス事業、運送業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管貸業、媒介業、教育研究調査業、医療保険業、通信法同業など

愛知県下各労働基準協会では、このような問題に対応する知識を得るために「労働実務専門講座基礎法令コース」を1月より4日間にわたり開催します。詳しくは、当協会のホームページもしくは総合受付（☎052-961-1666）までお問い合わせください。

イラスト・森沢康代